

特定商取引に関する法律と クーリング・オフ制度

改正特商法 平成21年12月1日施行

消費者保護を図る目的で、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」があります。この法律では、以下の取引形態において、法定書面（法律で定めた事項がすべて記載された契約書面のこと）受領後一定期間に限り、契約を無条件で解除できる「クーリング・オフ制度」を設けています。

*特定商取引法は平成20年6月に改正され、平成21年12月1日から施行されました。施行日以後締結した契約に適用されます。改正法では適用対象品目の指定商品、指定役務制度を廃止し、原則としてすべての商品・役務（サービス）が対象とされます。但し、他の法律で購入者の利益を保護することが認められる商品の販売又は役務、その他クーリング・オフになじまない商品・役務は適用対象外となります。指定権利は現状のままです。

詳細は、各消費生活センターにお問い合わせください。

取引形態	販売方法	クーリング・オフの有無と期間等	適用対象品目
訪問販売	家庭訪販等営業所以外でする契約、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法	8日間	原則すべての商品・役務及び指定権利
通信販売 (電子商取引を含む)	広告を見て、郵便・電話・FAX・パソコン等で申し込みをする契約	クーリング・オフではなく、事業者が取り決めた返品特約による。返品特約の記載がない場合、商品が届いてから8日間	原則すべての商品・役務及び指定権利
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘により申し込みをする契約	8日間	原則すべての商品・役務及び指定権利
連鎖販売取引 (マルチ商法)	友人等を販売員に加入させて儲けるためにする商品購入等の契約	20日間（他に中途解約可。入会して1年未満の中途解約には返品制度がある）	すべての商品・役務・権利
特定継続的役務提供	店舗に自ら出向いてする契約も含む	8日間（他に中途解約制度がある。政令で指定された関連商品も対象になる）	エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	提供される仕事で収入を得るためにする、仕事のために必要な商品の購入等の契約（店舗での契約も含む）	20日間	すべての商品・役務・権利

クーリング・オフ制度

「この契約、やめたい！」と思ったときの強い味方ー無条件で契約を解除できます！

○クーリング・オフできるかのチェック

- ・販売方法・期間・適用対象品目（上記表参照）。
- クーリング・オフは書面で通知（はがきで良い）
 - ・クレジット利用の場合は、必ずクレジット会社に出す。
 - ・同時に販売会社にも出す（宛先は代表者宛）。
 - ・書面は裏表コピーをとって、特定記録郵便で出す。
 - ・特定記録郵便の受領証・コピーは大切に保管する。

○クーリング・オフの効果

- ・書面を発信した時点で効果発生（発信主義）。
- ・業者には受け取った代金を速やかに返金する義務。
- ・受け取っていた商品は、業者の費用負担で返品。

○クーリング・オフできない場合

- ・契約金額が3,000円未満の現金取引。
- ・消費したからクーリング・オフできないと記されている政令指定消耗品を消費した場合。

クーリング・オフ通知例

★クレジット契約をしている場合、クレジット会社に出す。

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所
担当者 〇〇氏

右記日付の契約は解除します。

平成〇年〇月〇日
(契約者住所) 〇市〇町〇丁目〇番地
(契約者氏名) 相談 太郎

□□□-□□□□

クレジット会社の住所

〇〇クレジット会社 御中

★同時に販売会社へも出す。

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円

右記日付の契約は解除します。
支払い済みの〇〇円を返金してください。
商品は引き取ってください。

平成〇年〇月〇日
(契約者住所) 〇市〇町〇丁目〇番地
(契約者氏名) 相談 太郎

□□□-□□□□

販売会社の住所

〇〇販売株式会社
代表者 殿

★クーリング・オフ期間は、法定書面を受領した日から数えます。
クーリング・オフ妨害があったときは、期間が過ぎてもクーリング・オフできます。